

熊取町建設工事等業者選定委員会要綱

(平成 20 年 3 月 31 日制定)

(設 置)

第 1 条 この要綱は、町が発注する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事並びに測量、設計、監理、地質調査及び建設コンサルタントに関する業務（以下「建設工事等」という。）に関し、業者の資格等を審査し、指名及び決定、入札参加資格者の入札参加停止措置の審査等を行うため、熊取町建設工事等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 一般競争入札に参加する者に必要な資格要件を作成し、該当一般競争入札及び契約の条件について審査すること。
- (2) 業者の総合的能力の判定及びその等級別区分を行うこと。
- (3) 業者の指名について審査すること。
- (4) 入札参加資格者の入札参加停止について審査すること。
- (5) 前各号のほか、建設工事等に関して委員長が特に必要があると認める事項について審査すること。

(構 成)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員若干名で構成する。

2 委員長は副町長の職にあるものをもって充てる。

3 委員は次に掲げる職にあるものをもって充てる。

総合政策部長、総務部長、住民部長、健康福祉部長、都市整備部長、教育次長、その他町長が特に必要と認める職にあるもの。

(委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 委員会は、必要のつど委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係職員等の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(持回り審査等)

第7条 委員長が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、持回り等による審査とすることができる。

- (1) 緊急を要する案件で委員会を開催する暇がないと認めるとき。
- (2) 入札参加停止措置を行うにあたり、熊取町入札参加停止要綱の適用に疑義が生じないと認めるとき。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、入札契約担当課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。